
AMT/NEWSLETTER

Asia & Emerging Countries Legal Update

2025 年 1 月 30 日

Contents

- I. 【チリ】チリの改正データ保護法の解説(1)
- II. 【インド】2023 年デジタル個人情報保護法の施行規則案(2025 年デジタル個人情報保護規則案)の公表

I. 【チリ】チリの改正データ保護法の解説(1)

1. はじめに

チリでは、2024 年 12 月 13 日に改正データ保護法(Ley 21719。以下「改正法」という。)が公布された¹。かかる法改正は、チリの既存のデータ保護法制に大きな変更をもたらすものである²。改正法は公布の日から 2 年以内に施行される(改正法附則 1 条)。本稿では、改正法の概要を紹介し、次稿以降は管理者の責任、データ主体の権利、制裁等の主要なテーマに関する定めについて、改正点にも触れつつ解説する。

2. 改正の概要

法改正により、チリのデータ保護法に加わった主要な変更は以下のとおりである。

(1) 規制当局の新設

従前、チリにはデータ保護法を管轄する独立した規制当局は存在しなかった。改正法により、個人データ保護当局(Agencia de Protección de Datos Personales)が新設され、その権能や機関についても詳細に法定された(改正法 30 条から 32 条)。

(2) 定義規定への大幅な追記

法改正により、定義規定が大幅に追記され充実した(改正法 2 条)。具体的には個人データ(Dato personal)、センシティブデータ(Datos personales sensibles)及び管理者(Responsable de datos または Responsable)のように従前存在した定義語がより詳細かつ明確に再定義されたことに加え、同意(Consentimiento)、匿名化

¹ 改正法の原文は下記で閲覧可能である:

<https://www.bcn.cl/leychile/navegar?idNorma=1209272>

² 現行法である Ley 19628 の原文は下記で閲覧可能である:

<https://www.bcn.cl/leychile/navegar?idNorma=141599>

(Anonimización)及び処理者(Tercero mandatario または Encargado)などの新たな定義が追加された。上記の新設された規制当局である個人データ保護当局も定義規定において定義されている。

(3)域外適用の規定の新設

法改正により域外適用の規定が新設された(改正法 1 条の 2)。これにより、EU の GDPR のように、チリ国内に所在するデータ主体に対するチリ国外からの物品またはサービスの提供またはチリ国内に所在するデータ主体の行動の監視を目的として個人データを処理する場合等、データの管理者と処理者の双方がチリ国外に所在する場合であっても適用される旨が明示された。

(4)データ主体の権利

データ主体のアクセス権、訂正権、削除権、異議申立権などが新たに定義され(改正法 2 条)、多数のデータ主体の権利が明文化されるに至った(改正法 4 条以下)。また、いわゆるデータポータビリティ権も定義され、その内容も法定された(改正法 9 条)。

(5)管理者の新たな義務

上記のとおり、データ主体の権利に関する定めが充実することと関連して、管理者の義務に関する定めも大幅に追加された(改正法 14 条以下)。例えば、管理者に安全管理措置を講ずることを義務付ける定め(改正法 14 条の 5)や個人データの漏えい等のインシデントの際に個人データ保護当局への報告を義務付ける定め(改正法 14 条の 6)などが設けられた。

(6)厳格な制裁規定

制裁に関する詳細な規定も設けられた(改正法 33 条から 40 条)。改正法は、違反を軽微な違反(infracciones leves)、重大な違反(infracciones graves)、非常に重大な違反(infracciones gravísimas)の 3 類型に分け、それぞれが異なる制裁に服する旨を定めている(改正法 34 条から 34 条の 4 及び 35 条)。違反の重大性を判断する際の考慮要素(改正法 36 条)や制裁金の算定基準(改正法 37 条)も併せて法定された。

3. 考察

上記のとおり、改正法は、新たな定義を設けることにより既存のルール of 明確化を図るのみならず、条文を大幅に追加することにより新たなルールも多く定めている。条文の数は倍以上となっており、規制は厳格化している。しかし、新たなルールの内容は比較法的には馴染みのあるものと評価できる。とりわけ、EU の GDPR との類似性は高く、既に諸法域のデータ保護法の遵守のためのグローバル対応を進めている企業にとってはチリの改正法の遵守のための対応の負担はそこまで重くはないと思われる。改正法の公布から 6 か月以内には改正法の施行規則が公布される予定(改正法附則 2 条)であるため、かかる施行規則の内容にも留意しつつ対応することが推奨される。

【チリ】
弁護士 西山 洋祐

II. 【インド】2023 年デジタル個人情報保護法の施行規則案(2025 年デジタル個人情報保護規則案)の公表

1. インドにおける 2023 年デジタル個人情報保護法の制定と同法施行規則案の公表

インドでは、2023 年 8 月 11 日に、個人情報の保護を目的とした新法令として 2023 年デジタル個人情報保護法 (Digital Personal Data Protection Act, 2023)(以下「2023 年デジタル個人情報保護法」という。)が制定された。

同法の制定の背景や理由、概要については、[当事務所の 2023 年 9 月 7 日のニュースレター](#)をご参照されたい。

同法は、多くの懸案事項を制定後の議論及び施行規則整備に委ねていたため、制定後、施行に至るまで時間を要しているが(本ニュースレターの日付現在も未施行である)、2025 年 1 月 3 日に、同法の所管官庁であるインド政府電子情報技術省(Ministry of Electronics and Information Technology)は、同法の施行規則案である 2025 年デジタル個人情報保護規則案(Draft Digital Personal Data Protection Rules, 2025)(以下「2025 年施行規則案」という)を公表し、パブリックコメントを募集するに至った(募集期限は 2025 年 2 月 18 日とされている。)

同施行規則の原文は、[インド政府電子情報技術省のウェブサイト](#)にて閲覧可能である。

もちろん、これはあくまで施行規則の案であり、今後、パブリックコメントのプロセスを経て、最終的な施行規則の内容が変更される可能性も十分にあるが、基本的な内容が大きく変わることはないと思込まれるため、日系企業においても、現状の施行規則案の概要を把握しておくことには一定の意味があるのではないかと思われる。

以下、2025 年施行規則案の内容について概観する。

2. 2025 年施行規則案の内容

2025 年施行規則案は、22 条の条文と7つの別紙から構成されており、日系企業との関係で特に重要と思われるのは、個人データの処理に関する目的及び手段を決める者(=個人データを収集・受領する者)(data fiduciary)(以下「個人データ受託者」という。)の義務、及び個人データの情報主体(data principal)(以下「個人データ主体」という。)の権利等に関する規定であろうと思われる。

インドで事業を展開している日系企業の多くは、その事業の過程において個人データを収集・受領することになると思われ、したがって個人データ受託者に該当することになると思われるが、個人データ受託者が、2023 年デジタル個人情報保護法及びその施行規則において規定される義務に違反した場合、同法の規定に基づいてペナルティが課せられるため、注意が必要である。

以下、特に重要と思われる規定について、その概要を解説する。

(1)個人データ処理時の通知義務(2025 年施行規則案 3 条)

個人データ受託者が、個人データ主体から、個人データを収集・受領し、処理するに際しては、個人データ受託者は、個人データ主体に対し、以下の各要件を遵守した通知を行わなければならない(2025 年施行規則案 3 条)。

- ①明示的に提示され、かつ個人データ受託者が提供する他の情報とは独立して理解可能な内容であること
- ②個人データ主体が、その個人データの扱いについて個別の同意を与えられるような、明確かつ分かりやすい言葉での説明がなされていること。少なくとも、(i)収集・受領する個人データの項目、並びに(ii)個人データの利用目的及び当該個人データを取り扱うことで提供される物やサービスの具体的内容、が含まれている必要がある。
- ③個人データ受託者のウェブサイト及び/またはアプリのリンクを明記し、当該リンク先において、個人データ主体が、(i)同意を与えたときと同程度の容易さでもって同意を撤回することができる、(ii)2023 年デジタル個人情報保護法上の各種権利が行使できる、及び(iii)同法上の規制主体である Data Protection Board of India (以下「DPBI」という。)に対する苦情申し立て、がそれぞれできるようにすること

上記規定は、個人データ受託者が個人データ主体の個人データを処理する際の通知義務を定めた 2023 年デジタル個人情報保護法 5 条に対応する規定である。

なお、2023 年デジタル個人情報保護法及び 2025 年施行規則案においては、個人データ主体から個人データの利用について同意を得る際に、Consent Manager と呼ばれる DPBI の登録を受けた専門職を任用する(または個人データ受託者が自ら Consent Manager の登録を得る)、という方法も想定されている(2025 年施行規則案 4 条)。

(2)合理的なセキュリティ対策を整備する義務(2025 年施行規則案 6 条)

個人データ受託者は、個人データの侵害を防ぐための合理的なセキュリティ対策を整備する義務を負い、少なくとも以下の措置を採る必要がある。

- ①暗号化等の方法によるデータ自体のセキュリティ確保
- ②個人データを扱うコンピュータリソースへのアクセスの制御
- ③不正アクセスを検知し、調査し、また再発を防止するためのログ管理、モニタリング、検証を通じた個人データへのアクセスの可視化
- ④個人データの破壊またはアクセス喪失による個人データの情報漏えいがあった場合でも、個人データ処理を継続するためのデータバックアップ
- ⑤個人データの漏洩があった場合に、ログと個人データを 1 年間保存すること
- ⑥個人データ受託者と個人データ処理者の間の契約に、セキュリティ対策のための規定を含めること
- ⑦セキュリティ対策のための技術的、組織的な対策の構築

上記規定は、個人データ受託者による、合理的なセキュリティ措置の導入を通じた個人データの保護義務を定めた 2023 年デジタル個人情報保護法 8 条 5 項に対応する規定である。

(3)個人データの侵害があった場合の連絡義務(2025 年施行規則案 7 条)

個人データ受託者は、個人データの侵害があったことを認識した場合、遅滞なく、判明している限りの個人データ侵害の対象となった個人データ主体に対し、簡潔、明確かつ平易に、個人データ主体のユーザーアカウントまたはその他個人データ主体の連絡先として個人データ受託者に登録されているコミュニケーション方法において、以下の内容を知らせる必要がある(2025 年施行規則案 7 条 1 項)。

- ①個人データ侵害の内容(性質、範囲、発生日時及び場所を含む)
- ②当該個人データ侵害により個人データ主体に生じうる結果
- ③リスクを軽減するために個人データ受託者により採られた措置
- ④個人データ主体が自身の利益を守るためにとりうるセキュリティ措置
- ⑤個人データ受託者を代理して個人データ主体からの問い合わせ対応を行う者の連絡先

さらに、個人データ受託者は、個人データの侵害があったことを認識した場合、DPBI に対し、以下の内容を知らせる必要がある(2025 年施行規則案 7 条 2 項)。

- ①個人データ侵害の内容(性質、範囲、発生日時及び場所を含む)並びに当該侵害により生じうる影響を、遅滞なく知らせる
- ②下記の各事項を、個人データの侵害があったことを認識してから 72 時間または DPBI に延長を申請して認められた期限内に知らせる
 - (i) 個人データの侵害に関する最新かつ詳細な情報
 - (ii) 個人データ侵害に至った出来事、事情及び理由に関する幅広い事実

- (iii) リスク軽減のために採られたまたは採られる予定の措置
- (iv) 個人データ侵害を発生させた者に関して発見された事実
- (v) 個人データ侵害の再発防止のために採られた是正措置
- (vi) 個人データ主体に対して行われた連絡に関する報告

上記各規定は、個人データの侵害の際の個人データ受託者による個人データ主体及び規制当局への通知義務を定めた 2023 年デジタル個人情報保護法8条6項に対応する規定である。

(4) 特定業者についての一定期間経過後の個人データの消去義務(2025 年施行規則案 8 条)

2025 年施行規則案の別紙 3(Third Schedule)において規定される規模要件を満たす個人データ受託者(具体的には、電子商取引事業者、オンラインゲーム仲介事業者及びソーシャルメディア仲介事業者)は、個人データ主体がユーザーアカウントまたはバーチャルトークンにアクセスできるようにするために個人データの処理を行う場合、個人データ主体が個人データ受託者に最後に接触した日、または 2025 年施行規則の施行日、のいずれか遅い方から 3 年間の経過したときは、法令上要請される場合でない限り、当該個人データ主体の個人データを消去する義務を負う。

また、個人データ受託者は、個人データ主体がユーザーアカウントへのログインまたは個人データ受託者へのコンタクトにより、個人データの処理に関する権利行使を行おうとする場合でない限り、上記規制に従って個人データ主体の個人データを消去することについて、遅くとも当該消去の 48 時間前までに個人データ主体に知らせなければならない。

上記規定は、個人データが不要になった場合の個人データの消去義務について定める 2023 年デジタル個人情報保護法8条 7 項に対応する規定である。

(5) 個人データ取扱担当者の連絡先の周知義務(2025 年施行規則案 9 条)

個人データ受託者は、そのウェブサイトまたはアプリにおいて、また 2023 年デジタル個人情報保護法に基づいて個人データ主体が権利行使を行う際における個人データ受託者からの全ての回答において、個人データ保護責任者(Data Protection Officer)、または個人データ受託者を代理して個人データ主体からの問い合わせ対応を行う者の連絡先を記載しなければならない。

上記規定は、個人データの情報管理担当者の設置及び周知義務について定める 2023 年デジタル個人情報保護法8条 9 項に対応する規定である。

(6) 子供または法令上の後見人がいる者の個人データの処理に関する同意(2025 年施行規則案 10 条)

個人データ受託者は、18 歳未満の子供(未成年者)の個人データを処理する場合、法令順守のため、事前にその親による検証可能な同意(verifiable consent)を取得するため、また当該人物が実際に当該未成年者の成人の親であることを確認するための技術的、組織的方法を構築しなければならない。

当該確認においては、個人データ受託者に提出された本人性と年齢が確認できる信頼可能な情報によって、または自主的に提出された、法令または中央政府もしくは州政府によって発行された本人性及び年齢、またはそれらに関するバーチャルトークンに関する情報によって、確認がなされる必要がある。

また、個人データ受託者は、法令上の後見人を有する障害者の個人データを処理するにあたり、当該法令上の後見人から検証可能な同意を取得するに際しては、自身を後見人であるとする個人が実際に裁判所や政府当局によって適法に任命された後見人であることを確認しなければならない。

なお、上記義務については、教育機関による教育活動を目的とした個人データの処理など、特定の個人データ受託者

が一定の目的で行う個人データの処理の場合には上記規定は適用されないとの例外規定が設けられている(2025 年施行規則案 11 条)。

上記規定は、個人データ主体が未成年である場合に追加的な規制を定める 2023 年デジタル個人情報保護法 9 条に対応する規定である。

(7)重要個人データ受託者(Significant Data Fiduciary)の追加的義務(2025 年施行規則案 12 条)

2023 年デジタル個人情報保護法においては、一定の個人データ受託者は、処理する個人データの規模及び性質、個人データ主体の権利に与えるリスク、インドの国家主権及び完全性に与える潜在的な影響等の要素に関する評価に基づいて、中央政府の定めにより、重要個人データ受託者(Significant Data Fiduciary)に該当するとされている(同法 10 条 1 項)。

また、同法上、重要個人データ受託者については、一般の個人データ受託者に比べ、追加的な義務が課されることが規定されている。具体的には、Data Protection Officer の設置義務、法令順守を評価する Independent Data Auditor の設置義務、個人情報の保護への影響についての評価(Data Protection Impact Assessment)の実施義務、定期的な監査の実施義務、その他施行規則で定められる義務がこれに該当する(同法 10 条 2 項)。

2025 年施行規則案においては、具体的にどのような者が重要個人データ受託者に該当するのかについては特段の規定がなく、この点については今後さらなる検討がなされるものと見込まれるが、重要個人データ受託者の義務については、いくつか具体的な規定が置かれている(これらは、2023 年デジタル個人情報保護法 10 条 2 項の「施行規則で定められる義務」という位置づけになるかと思われる)。

具体的には、2025 年施行規則案 12 条において、重要個人データ受託者には以下の義務が課せられている。

- ①12 か月に 1 回、個人データ保護影響評価(Data Protection Impact Assessment)及び法令順守状況の監査を実施し、重要な発見事項を DPBI に報告すること
- ②個人データのホスティング、表示等に使用するアルゴリズムソフトウェアが、個人データ主体の権利にリスクを生じさせないことを検証すること
- ③インド中央政府によって指定される個人データ及びそのトラフィックデータがインド国外に移転しないような対策を採ること

個人データの越境規制関係では、特に③が重要であり、重要個人データ受託者については、インド中央政府から指定される個人データ及びそのトラフィックデータをインド国外に移転することが禁止されることになる。

(8)個人データ主体の権利(2025 年施行規則案 13 条)

個人データ受託者は、個人データ主体が 2023 年デジタル個人情報保護法上の権利を行使しやすくするため、①そのウェブサイト及び／またはアプリにおいて、個人データ主体が権利行使をするためのリクエストの方法、及び②ユーザーネームまたはその他の識別情報などの個人データ主体の本人確認のために必要な情報を、公表しなければならない。

また、個人データ主体は、2023 年デジタル個人情報保護法上の権利を行使すべく個人データとその消去のための情報にアクセスすることを、従前当該個人データ主体の個人データを処理することについて同意を与えた個人データ受託者に対し、要請することができる。

個人データ受託者及び Consent Manager は、個人データ主体による苦情への回答に要する期間をウェブサイト及び／またはアプリで公表しなければならず、またその提示した期間内に苦情対応を行うようにしなければならない。

また、個人データ主体は、その権利を行使するために代理人を利用することもできる。

上記規定は、個人データ主体の権利や権利行使方法について定める 2023 年デジタル個人情報保護法 11 条、13 条、

14 条に対応する規定であるが、各項において、「個人データ主体の権利」に関する規定と、「その権利行使を容易ならしめるために個人データ受託者において採るべき措置」の規定が混在しているため、やや読みづらくなっているように思われる。

そのため、今後、パブリックコメントを経た施行規則案の改訂作業の中で、条文構成について修正が図られる可能性もあるのではないかとと思われる。

(9)インド国外における個人データの処理(2025 年施行規則案 14 条)

個人データ受託者は、インド国内で処理される個人データ、またはインド国内の個人データ主体への商品もしくはサービスの提供に関してインド国外で処理される個人データをインド国外に移転する場合、インド中央政府が指定する要件に従わなければならない。

2023 年デジタル個人情報保護法 16 条は、インド中央政府が個人データのインド国外移転を規制するのは、指定された特定の国や地域に対する移転の場合だけであるかのような規定となっている一方、上記 2025 年施行規則案 14 条では、「インド中央政府が指定する要件に従わなければならない」場合を、指定された特定の国や地域に対する移転の場合に限定していないように読める。また、「特定の国や地域」が、具体的にどの国、地域なのかについても、2025 年施行規則案においても、特に規定がない。

そのため、これらの点については、今後のパブリックコメントを経て、明確化がなされることを期待したい。

(10)研究、保存または統計目的での個人データ処理の場合の免除規定(2025 年施行規則案 15 条)

2023 年デジタル個人情報保護法の規定は、一定の要件を満たす研究、保存または統計目的での個人データの処理に対しては適用されないことが明記された。

具体的な要件は、2025 年施行規則案の別紙2(Second Schedule)に規定されており、適法な処理であること、必要な現地での処理であること、正確性を確保するための合理的努力を行うこと、等がその具体的な内容となっている。

3. 今後の見通し

上述の通り、2025 年施行規則案は、2025 年 2 月 18 日までパブリックコメントを募集中であり、今後、集まってきたコメントを踏まえて修正がなされる可能性がある。

今回公表された 2025 年施行規則案では、2023 年デジタル個人情報保護法において施行規則に委ねられていた箇所の多くが明確された一方で、重要個人データ受託者(Significant Data Fiduciary)の定義や、個人データのインド国外への移転が制限される国や地域など、明確化されていない事項も少なからず残っている。そのため、これらについても、今後、明確化されることが期待される。

また、個人データ受託者に課されるセキュリティ対策義務や通知の要件など、今回公表された 2025 年施行規則案で明確となった点については、日系企業においても、現時点から対応の準備を進めておくことが推奨される。

【インド】 弁護士 琴浦 諒 弁護士 大河内 亮

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 福家 靖成 (yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅 (akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏 (takahiro.ikeda@amt-law.com)
弁護士 高橋 玄 (gen.takahashi@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご確認ください。